林政史ブックレット｜尾張藩の林政と森林文化
10

木材生産を支える人びと

萱場真仁

公益財団法人徳川黎明会
徳川林政史研究所

林政史ブックレット ― 尾張藩の林政と森林文化 10

木材生産を支える人びと

萱場真仁

公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所

はしがき

我が国は、国土の約三分の二が森林で占められている森林国である。これら森林は、木材をはじめとする林産物を供給するばかりではなく、水資源を蓄えたり土砂災害を防止したりする役割を担っている。さらに、近年は森林をレクリエーションの場として利用したり、森林の恵みを再認識する機会を設けたりするなど、我が国固有の「木」の文化を継承しながら、森林の新たな活用方法を見出そうとする試みもみられている。

このような森林の役割や文化の継承を考えるとき、森林と人びとが歩んできた歴史や、そのなかで人びとが営んできた暮らしの様相を明らかにすることは、私たちにとって重要な議論の素材を提供してくれるだろう。当研究所では、これら森林と人びとの歴史を明らかにすることを目的の一つとして、これまで全国各地の行政機関や史料保存機関、さらには山間地域の旧家に所蔵されている史料の整理・保存活動や、写真撮影による史料の収集を実施してきた。本シリーズではその成果として、平成三〇年（二〇一八）度より実施している内木哲朗氏所蔵文書の調査から明らかとなった江戸時代の森林管理のあり方や、地域に暮らす人びとの生活の様相について紹介していきたい。

内木家は江戸時代に尾張藩の「御山守」を代々務めてきた家で、日記をはじめとする三万点におよぶ史料が、今なお同家には残されている。シリーズ一〇冊目となる本冊では、『木材生産を支える人びと』と題して、御用材の伐採を担った杣や、彼らを統率して伐採事業を請け負った杣頭たちに注目し、彼らの仕事および生活実態について紹介する。古来から良質なヒノキを産出していた木曽山周辺には、木材の伐採に従事する杣や杣

頭たちが多く居住しており、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村においても彼らの存在を確認することができる。村の杣頭たちは、自身の生業を成り立たせるために森林を積極的に活用したり、御山守内木家の依頼に応じて森林状況の調査に応じたりすることがあった。本書を通じて、地域の森林と林業を支えた人びとの姿を知る機会となれば幸いである。

なお本シリーズの執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、これまで史料調査や教育普及活動にご協力いただいた研究者が中心となっている。末筆ながら執筆者各位とともに、調査等でいつも格別なご配慮を賜っている史料所蔵者の内木哲朗氏に感謝申し上げたい。

令和七年三月

徳川林政史研究所

目　次

プロローグ……1

1　木材の伐採と搬出

（1）木材生産と林政の展開……5

（2）木曽式伐木運材法……10

2　木材生産に携わる人びと

（1）杣・杣頭とは……22

（2）濃州三ヶ村の杣頭たち……30

3　御山守内木家と杣頭たち
（1）杣頭の仕事と生活実態……38
（2）杣頭たちによる森林利用……47
（3）伐採事前調査への動員……51
エピローグ……56
参考文献……58

表紙　加子母福崎公園にある巨大壁画の一部
（撮影　萱場真仁）

プロローグ

福崎公園の巨大壁画

徳川林政史研究所が内木哲朗さんのお宅に所蔵されている古文書調査を開始したのは平成三〇年（二〇一八）度のことでした。それから、これまで年に三回ほどの調査を内木さんのお宅で毎年実施してきましたが、私たちが調査する際にいつも宿泊しているのが「ふれあいのやかた かしも」です。この近くには加子母福崎公園があり、同公園内には高さ約三メートル、長さ約一〇〇メートルほどの巨大壁画があります。

この巨大壁画は、平成六年（一九九四）九月から一二月にかけて実施された加子母福崎河川公園連絡道整備工事の際、東京藝術大学の学生たちによって描かれました。[1] 壁画には、江戸時代に幕府や藩が使用する大きな木材（御用材）の伐採に従事する人びとの様子や、伐り出した木材を山から下ろし、それを川へ流して港まで運ぶまでの様子がおよそ三〇場面に分けて描かれています。これらは後述する「官材画譜」の構図や「木曽式伐木運材図会」の彩色をもとにしているそうですが、周囲が森林に囲まれ、山とともに暮らしてきた加子母地区の情景と見事に調和した題材と

（1）「壁画の中に、隠し絵を発見 part1」（『kakinokinoieのブログ』二〇二三年二月一七日更新記事、二〇二五年一月二七日最終閲覧、https://ameblo.jp/kakinokinoie/entry-12789606518.html）、ならびに内木哲朗氏のご教示による。

図1　加子母福崎公園内にある巨大壁画（令和6年10月13日、筆者撮影）

いえるでしょう。

江戸時代の加子母村

岐阜県中津川市加子母地区は、江戸時代には加子母村という一つの村で、隣の付知村・川上村とともに、一般的に「裏木曽三ヶ村」と呼称される村々のうちの一つでした。「裏木曽三ヶ村」と呼ばれるようになった経緯は定かではありませんが、実際にそのように名付けられた形跡はなく、古文書には概ね「濃州三ヶ村」と記されることがほとんどです。したがって、本書でも加子母村をはじめとする三ヶ村は、「濃州三ヶ村」で統一することにします。

これら三ヶ村における一七世紀半ばの石高[2]をみてみると、川上村が約二〇〇石、付知村が約四〇〇石、そして加子母村は約一二〇〇石となっています[3]。また、各村に相当する地区の現在の森林率を参考までに示すと、川上地区が九三パーセント、付知地区が八八パーセント、そして加子母地区は九四パーセントとなっています[4]。これらの点を

考えると、加子母村は森林が豊富であるとともに、かなり肥沃（ひよく）な土地柄であるという特徴を持っているといえます。そして、そうした特徴を活かして、同村では田畑耕作が盛んにおこなわれるとともに、林業に従事する人びとも多くいたことがうかがわれます。

実際に、内木さんのお宅に残されている古文書をみてみると、御用材の伐採を実際に担った「杣（そま）」と呼ばれる人びとや、小材生産に携わった「木挽（こびき）」、そして「杣」たちを束ねる「杣頭（そまがしら）」など、木々の伐採に従事する人びとを表わす文言がたびたびみられます。

加子母村の人びとと木材生産

それでは、加子母村にはどれくらい林業に従事していた人たちがいたのでしょうか。万延元年（一八六〇）の加子母村における人口が判明する「御国御領見（おくにごりょうけん）ニ付手扣（つきてびかえ）」[5]という史料によれば、当時の加子母村の人口は二七八四名で、うち男性は一四五〇名、女性は一三三四名だったそうです。男性のなかの細かい内訳をさらにみてみると、「杣」「日用（ひよう）」と呼ばれる人たちが三二五名、「木挽」と呼ばれる人たちは四〇名、そして「屋根板師（やねいたし）」と呼ばれる人たちは三五名計上されています。[6]

これらのなかでも特に、「杣」「日用」と呼ばれる人たちは、幕府や藩が用いる

（2）農業生産力を米の生産高に換算して表示したもの。

（3）加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』（加子母村、一九七二年）、一八四頁参照。

（4）中津川市公式HP（二〇二四年一二月九日最終閲覧、https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/index.html）。

（5）内木家文書 B七二―六―九・一〇。

（6）太田尚宏「『木曽五木』と濃州三ヶ村」（徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』（徳川林政史研究所、二〇一八年）、五頁。

木々の伐採、および運材の担い手として動員された人びとでした。つまり、村の男性のうち約二五パーセントは、幕府や藩の御用材生産に携わっていた可能性が高いことがうかがえます。

こうした人びとは、単に木々の伐採を請け負うだけではなく、林産加工品を生産したり、内木家の依頼に応じて現地の森林状況を調査したりするなどの活動をしていたことが、古文書をみていくと明らかです。さらに、そうした場面で、御山守である内木家との関係も多くみられた人びとでした。

図2　三浦山と濃州三ヶ村（太田尚宏氏作成）

では、彼らの生活実態や活動、さらには御山守内木家との関係はどのようなものだったのでしょうか。今回のブックレットでは、こうした木材生産に携わった「杣」や「杣頭」といった人びとにスポットを当て、彼らの仕事の実態や御山守内木家との関わりについてみていきたいと思います。

1　木材の伐採と搬出

（1）木材生産と林政の展開

木材生産と市場の形成

はじめに、江戸時代の木材生産の様相について、林政の展開と絡めながら簡単に説明したいと思います。一般的に江戸時代と称されるのは、一七世紀から一九世紀半ばまでのおよそ二六〇年間に相当します。その前までの長い戦国時代が終わりを告げると、慶長八年（一六〇三）に徳川家康（とくがわいえやす）によって江戸幕府が開かれ、以後徳川氏を中心とした武家政権による支配がおこなわれるようになりました。江戸幕府の開府とともに、全国各地には大名や代官たちが置かれるようになり、彼らの手によって、それぞれの担当地域における支配も始まりました。

大名たちが各地を支配するにあたって、政治の中枢（ちゅうすう）となる場所には城郭（じょうかく）や屋敷などが建築・修復されるようになり、さらにはそれらを中心に城下町が作られました。当時は鉄筋コンクリートのようなものはありませんので、建造物を建てるためには大量の木材が必要となります。このため、一七世紀初めには、日本全国の森林

から多くの木々が伐採されていきました。

こうした動きに伴って、江戸や大坂などの都市では木材流通機構も整備されていくようになりました。このうち江戸では、古来から八代州河岸（現東京都千代田区）周辺で竹や薪炭を販売していた人びとや、慶長年間（一五九六～一六一五）に江戸城の修築に関与した駿河・遠江・三河・尾張などの材木商たちの系譜を引く人びとを中心に問屋が形成され、彼らによって幕府御用材が取り扱われるようになっていきました。また、名古屋でも尾張藩の貯木場であった熱田白鳥を拠点に木材市場が形成され、ここでは木曽や飛騨から伐り出された木材が扱われるようになります。[7] 名古屋の木材市場では、藩の公用材を一手に引き受けた「直払人別」と呼ばれる問屋や、代金を上納して藩の用材生産を許可された特権的な在地商人たちによって市場が掌握されるようになっていきました。そのため、名古屋の木材市場は、尾張藩による市場統制がおこなわれやすい体制が敷かれていたといえるでしょう。[8]

森林資源の乱伐と林政の展開

しかし、一七世紀における森林の乱伐によって、全国各地から徐々に有用樹種が枯渇していくようになります。加えて、木々の伐採とともに地盤も緩み、土砂災害なども頻発するようになっていきました。これを受け、大名や幕府の代官たちは一

（7）太田尚宏「森林政策から見た〝徳川三百年〟」（徳川林政史研究所編『森林の江戸学』東京堂出版、二〇一二年所収）、三五～三六頁。

（8）所三男「林業」（地方史研究協議会編『日本産業史体系一　総論篇』東京大学出版会、一九六一年所収）、一六二頁、前掲太田論文、三六頁などを参照。

七世紀半ばから次第に森林保護に関する政策を打ち出すようになります。具体的には、幕府や大名たちがよく使う樹種が生育するエリアを「留山（とめやま）」などの形で指定し、その箇所を伐採禁止にするなどの方策が、この時期各地では採られていくようになります。

その後、一八世紀に入ると、「留山」などで禁伐区域を設けるだけではなく、有用樹種に対しても伐採制限を設けるなどの方針が採られるようになっていきます。尾張藩領で伐採制限がかけられていた樹種として知られる「木曽五木（きそごぼく）（ヒノキ・サワラ・アスヒ・マキ・ネズコ）」も享保一三年（一七二八）までに定められているので、ちょうどこの時期の成立です。幕府や藩は、有用樹種の枯渇を防ぐため、さまざまな施策を講じて伐採制限をかけたり、盗伐の取り締まりを強化したりしていくようになりました。

しかし、制限をかけているとはいえ、建築材や薪炭の需要は一定数あるため、このような制限や取り締まりだけでは次第に限界がみられるようになってきました。そこで、全国各地の大名や幕府代官らは、将来的な森林資源を蓄積することを目的として、植林政策をおこなうようになっていきます。

図3　昭和初期の熱田白鳥の貯木場の様子
（徳川林政史研究所所蔵）

たとえば飛騨国では、元禄五年（一六九二）に幕府領となって以後、江戸の材木商たちが次々に入り込んで御用材生産を請け負うようになりました。この結果、同国における木々の乱伐が進行し、現地の百姓たちが伐採停止を求めて嘆願をおこなうようになっていきました。こうした嘆願により、正徳三年（一七一三）には現地の百姓たちによる御用材の伐り出し制度（元伐制度）が誕生し、商人たちによる伐採の請負も享保一三年までの間に順次廃止されるようになりました。これとともに、享保六年には代官亀田三郎兵衛によって、飛騨国では初の植林令が公布されました。亀田はこのとき、一五五か所の「植木場」を選定したうえで、約一万本の木々を植林するよう、益田郡・大野郡を中心とした一六二か村に対して命じたのでした。さらに延享三年（一七四六）正月には、代官幸田善太夫によって植林令が公布され、このときは三九七か村に対して植林を命じています。いずれの植林においても、樹種はヒノキ・サワラ・スギ・クロベ・ヒバが選ばれており、これらは御用材に適した樹種でした。そのため、植林政策を主導した代官たちは、今後御用材として活用できる樹種の育成を企図しておこなったものと考えられます。(9)

やがて一九世紀には、天然林の利用を極力抑えながら、その一方で植林による森林資源の回復と、必要な需要には応えていくというバランスがとられるようになっていきます。具体的には、全国諸藩の組織のなかに、森林を専門的に扱う部局が据

（9）前掲太田論文、五五～五六頁参照。

えられ、その部局を中心に、森林管理の徹底や植林政策などがおこなわれるようになっていきました[10]。

このように、日本では一七世紀後半から、幕藩領主らによる林政が本格的に始動し、長い期間をかけて森林資源が守られてきました。

尾張藩領木曽山

尾張藩では広大な森林地帯である木曽山を領有していたこともあり、全国的にみても早い段階で森林に対する施策が敷かれるようになります。木曽山は、信濃国筑摩郡（現・長野県塩尻市、木曽郡などで構成）と美濃国恵那郡（現・岐阜県恵那市、中津川市などで構成）の山々を総称した地域で、良質なヒノキが豊富に生育していた場所として古くから有名でした。江戸時代には、江戸城の建築資材をはじめとする幕府御用材や、伊勢遷宮用材などが盛んに伐り出されました。

この木曽山は元和元年（一六一五）八月

図4　木曽総絵図（徳川林政史研究所所蔵）

（10）前掲太田論文、六二～六三頁参照。

一〇日、初代将軍徳川家康から、尾張藩初代藩主である徳川義直へ与えられました。このとき家康がなぜ木曽山を義直に与えたのかということについては、同じ年に義直と婚姻した春姫の化粧料と同等の「黄金一枚」に相当するため、その祝儀として与えたとする説が伝えられています。[11] しかし実際には、木曽山が中山道を含んだ要衝の地であり、同地が尾張国の背後に位置していたため、同国を支配する徳川義直に与えたとする考えの方が現実的かと思われます。[12]

また、家康は尾張藩に木曽山を与える際、「材木之儀者、公義御用ニ茂可相立旨」、[13] つまり木曽山から伐り出された木材は幕府も用いることを伝えており、ここからは、同地が江戸時代の初めから尾張藩や幕府による公的な用材供給地として位置づけられてきたことがうかがえます。

そのような点から、木材の生産・搬出に関する技術もまた、江戸時代の木曽山周辺地域では独自に育まれていきました。それが、「木曽式伐木運材法」と呼ばれる技術です。

（2） 木曽式伐木運材法

伐木・運材行程

木曽山をはじめとする中部山間地域は、森林資源が豊富である一方、険しい谷間

（11）徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第一（八木書店、二〇一五年）、四八頁。

（12）名古屋市編『名古屋市史』政治篇 第一（名古屋市役所、一九一五年）、九九頁。

（13）前掲『名古屋市史』に同じ。

を擁した地形が特徴的なため、これら地形に合わせた独自の伐採・搬出技術がみられました。一般的に「木曽式伐木運材法」と呼ばれるこの技術は、大きく分けて、以下七つの工程に分かれています。[14]

① 目論見（もくろみ）：事前に伐採する木々を調査し、伐採計画を立てる作業。
② 本伐（もとぎり）：伐採計画に基づき、木々を伐採する作業。
③ 杣取（そまとり）：伐採した木々を、山中で角材や板に加工する作業。
④ 山落し（やまおとし）：製材し終えた木材を、山中から大きな河川へとつながる川や谷へ下ろす作業。
⑤ 小谷狩り（こたにがり）：川や谷へ下ろした木材を、大きな河川へ流す作業。
⑥ 大川狩り（おおかわがり）：木材集積地である綱場（つなば）まで木材を流す作業。
⑦ 筏送り（いかだおくり）：綱場で集積した木材を筏に組み、港まで送る作業。

右に示した七つの作業は、図5で示した木曽山や飛騨山で多くみられた伐木・運材法となります。このうち木曽山の場合は、山中で伐採・製材した木々を木曽川まで下ろし、途中の錦織（にしこおり）綱場で木材を集め、それらを筏に組みます。そして、筏に組んだ木材を熱田白鳥湊（あつたしろとりみなと）まで運んでいきます。一方、飛騨山の場合は、高山（たかやま）の南部にある宮峠（みやとうげ）を境に、高原川（たかはらがわ）などを利用して越中国東岩瀬湊（えっちゅうひがしいわせみなと）（現富山県富山市）まで出る北方山（きたかた）と、飛騨川を経由して木曽川本流と合流し、熱田や桑名（くわな）へと出る南方山（みなみかた）に

（14）脇野博「杣工」（塚田孝編『シリーズ近世の身分的周縁三　職人・親方・仲間』吉川弘文館、二〇〇〇年）、五七頁。

図5　木曽川・飛驒川周辺図

（所三男監修『木曽式伐木運材図会』〔林野弘済会長野支部、1975年〕所収の「解題」、九八頁所収の絵図をもとに筆者が作成）

分かれています。このうち南方山では、山中で伐採・製材した木々を下麻生の綱場で一度集積し、そこで筏に組んでから熱田や桑名へと運ばれます。

この過程で、実際に伐木する山へ事前に入り、具体的な作業をする前に山の神を祀る「山神祭」や、伐採後の切り株にも山の神を祀る「株祭」などの神事が催されることもあります。また、「山落し」の作業の際には、製材し終えた木材を用いて山中から木々を滑り落とすための「野良桟手」や、谷水を堰き上げてその水を利用して木々を滑らせる「修羅」、さらには重量のある木材を牽いたり挙げたりするための「神楽桟」など、必要に応じて特徴的な装置が架設されました。

このような「木曽式伐木運材法」を現代に伝える資料はいくつか残されていますが、その代表的なものとして、「プロローグ」で紹介した壁画のもととなっている「官材画譜」と「木曽式伐木運材図会」があります。

図6　山落しで用いられた「野良桟手」(上)と小谷狩りで用いられた「修羅」(下)
(徳川林政史研究所所蔵)

「官材画譜」

「官材画譜」は、飛騨高山（現岐阜県高山市）の地役人であった土屋秀世によって、弘化二年（一八四五）にまとめられた画譜です。元禄五年（一六九二）から江戸幕府の直轄地となった飛騨国では、高山に代官役所（高山陣屋）が置かれ、そこに赴任してきた代官・郡代たちによって実質的な支配が担われてきました。飛騨国もまた森林資源が豊富な地域であったため、幕府直轄地となって以降、同地の木々を求めて多くの商人たちが江戸からやって来て、木々を伐り出してきました。そのため、険しい谷あいから木々を伐採し、川に下げて流す前述のような伐木・運材技術が用いられていたことが考えられます。

土屋秀世は、国学の研究に励む一方で、地役人として高山陣屋に勤務し、特に飛騨国の森林業務に精通していたといわれています。そのようなこともあり、弘化二年に飛騨郡代を退任した豊田友直の命を受け、絵師松村寛一（梅宰）の協力を得ながら、飛騨国における伐木・運材の様子を「官材画譜草稿」にまとめました。しかし、「草稿」という名が示す通り、このときの画譜は未完成の状態で、秀世は完成した二年後に亡くなってしまいます。その子である土屋有忠は、秀世の同僚であった富田礼彦の協力を得ながら、嘉永六年（一八五三）に「草稿」を補う形で「官材画譜」を完成させました。そして翌年には、富田礼彦によってさらに編集が加えられ、上

下二巻の『官材図会』が完成するに至ります。富田によって編集された『官材図会』は、大正六年（一九一七）に画家の小峰大羽（こみねたいう）によって模写され、『運材図会』という標題で高山町住伊書店から刊行されました。[15]

以上の点を考えると、弘化二年に成立した「官材画譜草稿」が、中部山間地域における伐木・運材の様子を描いたものとしては最初といえます。この「草稿」をもとに「官材画譜」が完成して以来、これをもとにした絵画資料が数多くみられるようになりました。そのなかでも著名な画譜が、次に紹介する「木曽式伐木運材図会」です。

（15）大野政雄「解題」（田口忠夫編『官材画譜草稿』私家版、一九八二年所収）。

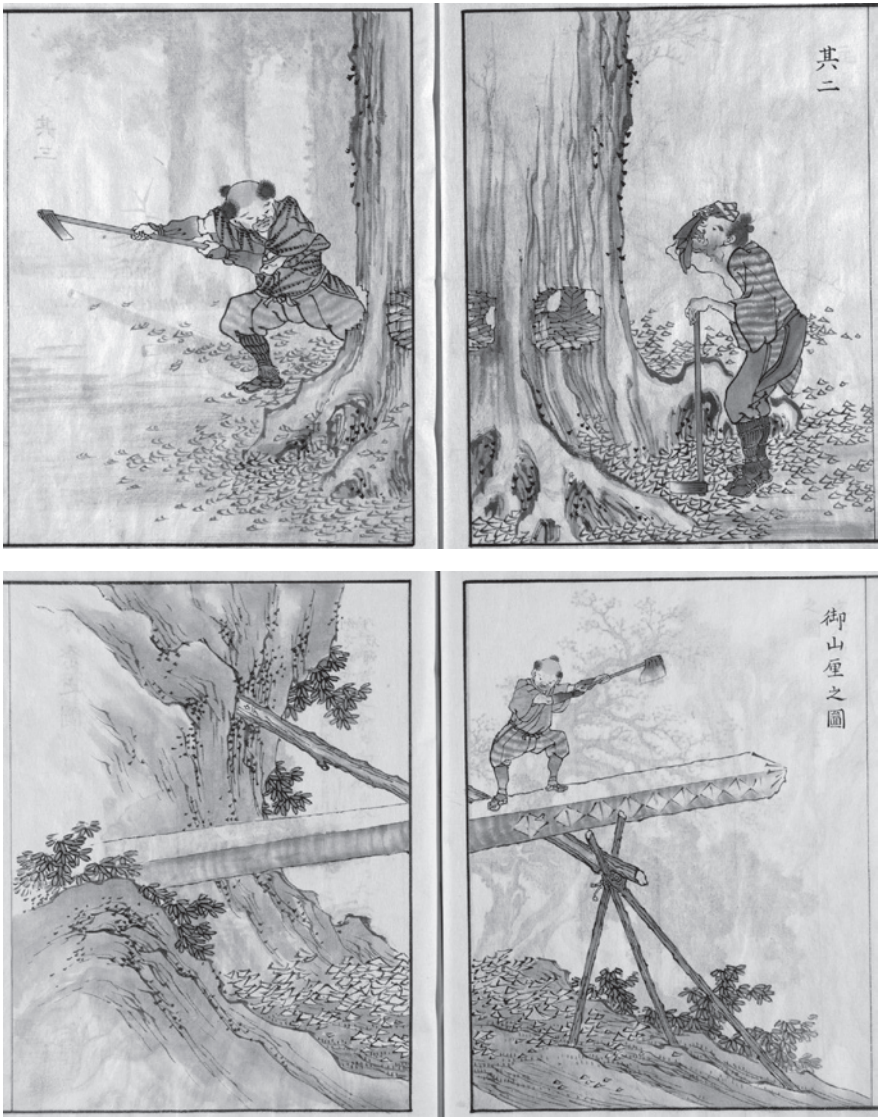

図7　「官材画譜」より「元伐之図」(上)と「御山厘之図」(下)(国立国会図書館所蔵)

「木曽式伐木運材図会」

「木曽式伐木運材図会」は、先に紹介した「官材画譜」をもとに描かれたとされるもので、現在は林野庁中部森林管理局が所蔵しています。その特徴は、「官材画譜」が「草稿」から一貫して白黒で描かれているのに対し、上下二巻とも全編肉筆の彩色画となっているところでしょう。正確な成立年代は不明ですが、明治初期に国内で開催された勧業博覧会での説明や、明治天皇の巡幸に合わせて作成されたと考えられており、明治一〇年代の成立といわれています。

絵図は上巻二一場面、下巻二二場面の合計四三場面で、山内への入山から伐採作業、製材、山から木を下ろし川へ流す様子、そして湊までの運搬の様子が詞書（説明書）とともに記されています。江戸時代の山間地域における木々の伐採、および木材の運搬の様子を彩色画で詳細に描いていることもあり、江戸時代の林業を説明するうえでは極めて有用な資料であるといえます。それとともに美術的価値も高いため、平成二八年（二〇一六）度には日本森林学会が選定する日本林業遺産に選定されました。

図8　「木曽式伐木運材図会」より「元伐之図」(上)と「御山厘之図」(下)
(林野庁中部森林管理局所蔵)

「木曽式」の名称をめぐる謎

ところで、江戸時代の伐木・運材の様子を描いたとされる「官材画譜」をオリジナルとして「木曽式伐木運材図会」が描かれたとするならば、厳密には「木曽式」ではなく「飛驒式」という名称の方が正しいのでは…？　という疑問が生じるのではないでしょうか。実際、「木曽式伐木運材図会」の詞書のなかには、「飛弾（マヽ）ノ山元ヨリ美濃下麻生湊（みのしもあそうみなと）マテノ川丈（かわたけ）…」など、木曽川を経由して錦織綱場へ出る木曽山における運材ルートではなく、飛驒川を経由して下麻生の綱場へと出る飛驒山からの運材ルートが明記されている箇所が多くみられます。

実は、中部森林管理局が現在所蔵している絵巻にも、「木曽式伐木運材図会」という名称が付されていた形跡はなく、この名称自体が後に付けられたものである可能性があります。[16] 本絵巻は昭和二九年（一九五四）と昭和五〇年に、長野営林局互助会と林野弘済会長野支部から全編を収録した書籍が刊行されているのですが、昭和二九年に長野営林局作務課の技官長谷川要治氏らの編纂で刊行されたときのタイトルがすでに『木曽式伐木運材図会』でした。長谷川氏によれば、この書籍を編集するにあたり、かつて木曽王滝営林署長だった樋口徳一氏が所蔵していた「帝室林野局編の、木曽式伐木運材法及び図解」を借り受けてまとめたとしています。[17]

また、昭和五〇年に林野弘済会長野支部の編纂で刊行された際は、徳川林政史研

(16) 井上日呂登「連載『木曽式伐木運材図会』の解説」第一回（林野庁中部森林管理局編『広報誌「中部の森林」連載「木曽式伐木運材図会」の解説』中部森林管理局、二〇二一年、一～二頁所収）。

(17) 長野営林局作業課編『木曽式伐木運材図会』（財団法人長野営林局互助会、一九五四年）、八一～八二頁。

究所第二代所長だった所三男氏によって、以下のような解説が付されています。

描かれた木材の採運方式は木曽山において開発された技法、いうなれば、地勢嶮峻で水利の乏しい奥地林からの用材採取を容易にするために、永年の経験的知識に基づいて案出された独特の採運技術を写したものであることである。川添いの山からではなく、搬出困難な奥地林からの採材事業にとって不可欠な木曽式木材採運技術が、同じような立地条件にある隣接の飛騨・裏木曽山に普及したのは異とするに足りない。本図会の標題に敢えて「木曽式」を冠するゆえんである。[18]

所氏によれば、絵図に描かれている技法は木々の伐採や運び出しが困難な奥地林におけるものであり、これらは険しい谷間を有した木曽・飛騨地方において共通にみられた技法であったとしています。そのため、この絵図のタイトルには「敢えて『木曽式』」という名称を付したのだと述べています。

したがって、いつから「木曽式」と呼称されるようになったのか定かではないものの、ここまで紹介したことを考慮すれば、飛騨と似たような地形を持つ木曽山にもこうした木々の伐採や運材法が当てはまるものであるとして、後代の人たちによって次第に「木曽式」の方で呼ばれるようになったとするのが妥当なのかもしれません。

（18）所三男「解題」（林野弘済会長野支部編『木曽式伐木運材図会』〔林野弘済会長野支部、一九七五年〕）、一〇一頁。

2　木材生産に携わる人びと

（1）　杣・杣頭とは…

杣の歴史

前章までは江戸時代の木材生産と林政の概要、そして木曽山をはじめとする中部山間地域における伐木・運材法について述べてきました。そこで紹介したような伐採技術を用いて、実際に用材となる木々の伐採を請け負っていたのが、杣（そま）と呼ばれる人たちでした。杣は、もともと「杣工（そまだくみ）」と呼ばれ、杣山（そまやま）（建築用材を伐採するための山）で木々を伐採・製材する林業生産者のことを指しました[19]。こうした人びとは、木曽山はもちろん日本全国に存在していましたが、ここでは杣の大まかな歴史について、古代・中世の林業先進地帯であった上方（かみがた）を事例に紹介してみたいと思います。

古代から中世にかけて、杣工たちの活動が盛んにみられた地域の一つとして、現在の近畿地方に相当する上方が挙げられます。当初杣工は杣人（そまうど）や樵夫（きこり）とも称されることもありましたが、時代を経るにつれて単に杣と呼ばれるようになっていきました。上方の杣は、山で木々を伐採し、その場で枝などを払って角材や板に仕立てる

（19）前掲脇野論文、四九頁。

ことが主要な仕事でした。一方、彼らによって製材された木材は、筏師と呼ばれる専業者たちが河川を経由して運んでいたようですが、同地域では一部の杣たちがこれに携わることもあったようです。

しかし一五世紀に入ると、オガと呼ばれる鋸が誕生し、これを用いて製材を専門とする職人たち（大鋸）が現れるようになりました。また、同時期にはそれより小さいガガリと呼ばれる鋸を用いて小材を挽く木挽という職人たちも登場するようになります。このように、当初杣は山中での伐採・製材ともに担当していましたが、製材道具である鋸の改良が重ねられた結果、次第に角材や板に加工する作業は分業化され、製材を専門とする一つの業種が生まれていきました。そして、一六世紀末に前挽オガと呼ばれる鋸が登場するようになると、製材専門の職人は次第に「木挽」に呼称が統一されるようになっていきました[20]。

その後、江戸幕府が開かれると、徳川家康に仕えた幕府大工頭の中井大和守正清によって、五畿内（摂津・河内・和泉・山城・大和）と近江国の六か国の杣や木挽たちが動員・編成され、彼らは中井家の統率のもと、幕府関係の建築事業を担うようになっていきました。これら六か国の杣たちの支配体制は江戸時代を通じて続いていきますが、江戸時

図9　前挽オガ（飛騨民俗村にて、令和7年1月13日筆者撮影）

（20）同前、四九～五〇頁。

代中ごろになると、村々の百姓たちも薪炭生産や用水の工事などで杣や木挽たちの道具を使用するようになったり、杣が再び製材を担ったりすることもあったようで、次第に杣・木挽の職分や杣・百姓の身分の違いがあいまいなものとなってきました。その結果、上方における専門職人としての杣の独自性は、江戸時代を通じて徐々に失われていったようです。[21]

尾張藩領における杣・杣頭

一方、尾張藩領木曽山では、木々の伐採と製材を担っていた人びとを杣、製材した木材を川へ下げ、搬出をおもに担っていた人びとを日用（日雇）と呼び、伐木と運材の仕事はそれぞれ分業化されていました。彼らは杣組と日用組をそれぞれ組織し、その組を束ねるリーダーである「杣頭」や「日用頭」によって統率されていました。杣組や日用組は御用材の伐採がおこなわれるごとに結成され、作業が終了すると解散となりました。[22] なお、杣組は一組につき一二～一五人、日用組は一組につき三〇人程度で組織されることが多かったようです。[23]

このうち杣頭については、宝暦九年（一七五九）に木曽材木奉行を務めたことがある寺町兵左衛門によって記された「木曽山雑話」に、以下のように定義されています。

（21）同前、五一～五六頁。

（22）同前、六三頁。

（23）前掲所「解題」、一〇六頁。なお、慶応二年（一八六六）「杣頭請書」（王滝村松原家文書四〇一）によれば、杣組を構成する人数は一〇名以上と記されており、同じ年の「日用頭請書」（同前）にも、日用組の構成人数は三〇名以上と定められている。

一　杣頭　請頭　代人

木曽三十余村之内、所々ニ杣頭と相唱、御材木御本伐入札等致候人別之者相極置申候、或ハ其御山之御材木落札ニて引請、取扱申候を請頭と相唱申候、右請頭計ニ而ハ御山内之裁許難行届候付、外ニ山方巧者成ル者撰ミ代人と相唱、数人差出し置申候。(24)

これによれば、「杣頭」という人は、木曽山中の三〇か村ほどに存在していたようで、幕府や藩の御用材生産の伐採を請け負うにあたって、その入札をおこなう人として置かれていたとあります。また、山々で伐り出した木材を落札して引き受け、それを取り扱う者を「請頭」と呼び、この「請頭」だけでは山中におけるさまざまな判断が難しいため、これ以外に山林業務に精通している人物を数人選んで、その者たちを「代人」とするとあります。

ここからは、木曽山における杣頭が、単に杣たちを束ねるリーダーというだけでは説明がつけられないことがわかります。このことをより深く知るためには、御用材の伐採にあたっての入札制度について知っておく必要があります。

尾張藩で御用材の伐採を実施するにあたっては、二種類の方式がありました。一つ目は藩の林政担当部局である木曽材木役所が、あらかじめ伐採する山とおおよその木々の伐採量を決めたうえで実施する方式です。そして二つ目は、杣頭たちが御

(24)「木曽山雑話」(徳川林政史研究所収集史料五四一、以下徳川林政史研究所収集史料は「林」と略記)。

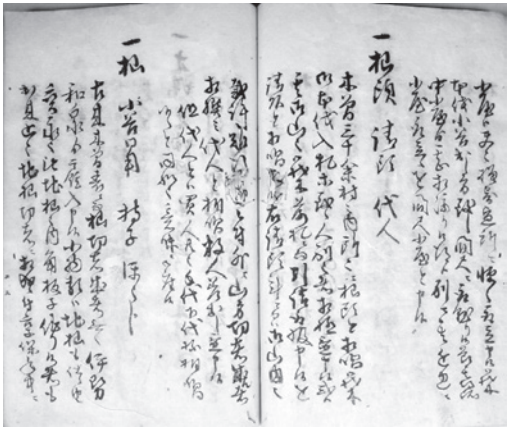

図10　「木曽山雑話」（徳川林政史研究所所蔵）

用材の伐採をおこないたいと自ら（みずから）願い出て実施する方式でした。このうち、入札がおこなわれるのは前者の方式で、この場合、最初に対象の山ごとに伐採を請け負う杣頭たちが募集されます。請け負いを希望する杣頭たちは入札をおこない、ここで落札した杣頭がその山を扱う担当として、杣の雇用や伐採計画などを立てることになりました。[25] したがって、木曽山における杣頭は、御用材の伐採をおこなうにあたり、その計画の策定や実施の権利をあらかじめ有していた人たちといえます。言い換えれば、彼らは藩が伐採事業をおこなう際、その事業に優先的に参入できる有資格者であったのです。そして自身が請け負いの担当となった際には、「請頭」として杣を雇い入れて組を組織し、木々の伐採に従事することになりました。

杣・杣頭の身分

ところで、上方の杣は当初専門の職人として位置づけられていましたが、木曽山における杣や杣頭たちは原則としてその身分は百姓でした。たとえば、後述するように、杣頭を勤める人のなかには庄屋代や組頭（くみがしら）といった村役人を務めていた人物も多く、杣頭が自ら御用材の伐採を願い出た願書などをみると、自身が所持していた

(25) 芳賀和樹『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化一 御山守の仕事と森林コントロール』（徳川林政史研究所、二〇二〇年）、二六～二七頁。

田畑を村へ差し出したという文言があることからも、この点はうかがえます。[26]

さらに、彼らから出された願書のなかに「親代々ゟ杣頭株頂戴仕」（親から代々杣頭の株をいただいている）などの文言がみられることから、杣頭の肩書きを持った家は代々その仕事を引き継いでいる人びとが多かったこともうかがえます。そのため、「杣頭」を継承している人にとって、この名目を名乗れなくなることには不都合があったようで、文化五年（一八〇八）には、加子母村の杣頭庄七が内木彦七（一三代武昭）に対して以下の通り伝えている文書もみられます。

乍恐口上書

私　義杣頭名目御引揚ニ被仰付甚難渋　仕　候ニ付、何卒杣頭名目被仰付被下置　候　様、段々御願　申上　候処、今般杣頭名目御免被成下置、難有　仕合　奉　存　候、右之御礼

御役所様江　宜　被仰上被下置　候　様、奉願　上　候、以上、

加子母村杣頭
庄七　印

文化五年
辰三月
内木彦七様[28]

これによれば、庄七は何かしらの理由で「杣頭」の名目を取り上げられてしまい、生活が非常に厳しくなったと述べています。以後、庄七は「杣頭」としての名目を

（26）天明七年未三月「乍恐奉願上候覚」（王滝村松原家文書三三三）。

（27）同前。

（28）文化五年「辰年三ヶ村ヨリ差出候書付扣」（内木家文書B六七―一―一七）、三月条。

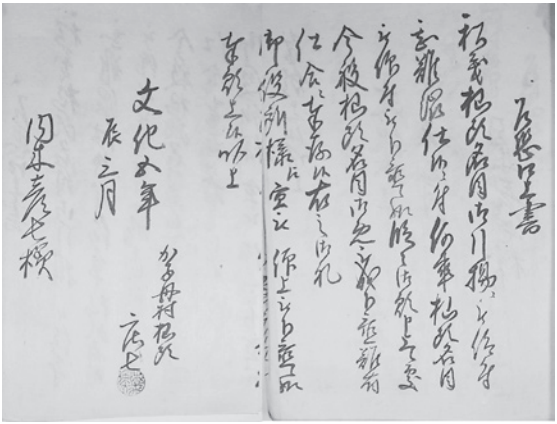

図11　文化五年「辰年三ヶ村ヨリ差出候書付扣」
（内木哲朗家所蔵）

再度命じられるよう木曽材木役所への出願を続けていたようで、文化五年三月に再び杣頭として名乗れるようになったとしています。恐らく、その過程で御山守内木家に対していろいろと取り次いでもらっていたのか、庄七は彦七を通じてその御礼を木曽材木役所へ伝えておいてほしいと願い出ています。

ここからは、これまで「杣頭」を代々務めてきた者が、その名目を名乗れなくなることはやはり不都合だったことがわかります。また、「杣頭」の名目が勝手に名乗れるものではなく、木曽材木役所に願い出ることで与えられたり、場合によっては取り上げられたりするものであることも明らかとなります。

請頭・代人

なお、「木曽山雑話」によれば、落札によって伐採を請け負うことになった者を「請頭（うけがしら）」と呼ぶとあります。実際、古文書をみてみると、落札した杣頭が御用材の伐採をおこなっている最中は、それまで杣頭だった人物の肩書きが稼業中は「請頭（受頭）」となっているものもみられます。

しかし、この「請頭」だけで山中におけるさまざまな判断や決定は難しいため、

（29）前掲「乍恐奉願上候覚」。

（30）「嘉永三年戌正月吉日　御触留」（「加子母村記録」第一〔西尾市岩瀬文庫所蔵〕所収）。

表　嘉永3年(1850)の御材木仕出「代人」割り振り一覧

		蘭山	柿其山	阿寺山	王滝山
田立村	杣頭				
	日用頭	源七			
川上村	杣頭				
	日用頭			伴作,安右衛門	
付知村	杣頭	善七,武助,助左衛門,喜左衛門	十左衛門,金三郎		
	日用頭			助右衛門,助三郎,清太,清七	
	炊、持子		千蔵,藤九郎		
	不明	万六			
加子母村	杣頭		慶助,慶吉,彦十 他1名		
	日用頭				勘蔵,秀助
	小使	辰郎助,清郎助	三郎助,杢□郎助,六郎助,辰之助	市郎助,文之助,峯吉	

※「嘉永三年戊正月吉日 御触留」(「加子母村記録」第一冊〔西尾市岩瀬文庫所蔵〕)より作成。

山仕事に精通している人を数人立てて「代人」とするということも記されています。これは落札した杣頭からの依頼で個別に就任することもありましたが[29]、尾張藩の林政担当部局である木曽材木役所によって割り振られることもありました。

たとえば、嘉永三年(一八五〇)に、蘭山(あららぎ)・柿其山(かきぞれ)・王滝(おうたき)山・阿寺(あでら)山の四か所で御用材の伐採が実施されることになりました。このときの御用材の伐採や搬出を誰が請け負ったのかは判然としませんが、木曽材木役所は田立(ただち)村と濃州三ヶ村の杣頭や日用頭たちに対し、これら四か所における伐採の「代人」を務めるように命じています。この結果、表の通り木曽材木役所によって担当する山が決められ、期日までに杣・日用の人数を揃えて入山できるようにせよと通達したのでした[30]。

ここからは、御用材の伐採・搬出にあたっては、落札をした「請頭」のみならず、それ以外の杣頭や日用頭を名乗る人びとも、藩の御用材生産を支えるうえで重要な位置を占めていたことがうかがえます。

（2）濃州三ヶ村の杣頭たち

内木家文書にみる杣頭たち

このように、木曽山において藩の御用材伐採の担い手となっていた杣頭たちですが、御山守内木彦七（一一代武久）の日記である「御山方御用 幷 諸事日記」（以下、本書では「日記」と略記）や、木曽材木役所からの通達や村方からの願書などを年ごとにまとめた「御用状留」などをみていると、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村や周辺の村々に杣頭たちの存在を確認することができます。

三ヶ村の各村には一～三名ほどの杣頭がいたとされ、特に宝暦から寛政年間（一七五一～一八〇一）には、以下の人びとが「日記」や「御用状留」によく登場しています。

川上村喜兵衛・三吉

まず川上村には、喜兵衛・三吉という人物がいました。彼らは連名で登場することが多いため、恐らく親子であると考えられますが、詳しい血縁関係は不明です。

喜兵衛は宝暦八年から文化五年（一七五八～一八〇八）に名前がみられ、三吉は明和五年以降その名が史料上みられるようになります。[31]「日記」には特に、喜兵衛が御

（31）明和五年「子年中御用状留」（林三八八―八）、八月条。

用材の伐採をおこなうにあたっての記事がよくみられます。

付知村清助

次に付知村には清助（せいすけ）という杣頭がいました。清助は宝暦一三年から天明七年（一七六三～八七）までその名前がみられ、安永五年（一七七六）には「付知村庄屋代」としても登場しています。[32] 王滝村の杣頭利兵衛によれば、天明七年三月の段階で「御山（おやま）方不功者（かたふこうしゃ）、其上老年難相勤（そのうえろうねんあいつとめがたく）」、つまり山のことにそれほど精通しているわけではなく、加えて高齢なので、杣頭としての仕事が困難であるといっており、たびたび利兵衛を代人に依頼していることが確認できます。[33] その影響もあるのか、清助自身の生活もあまり潤沢なものではなかったようで、何名か登場する杣頭のなかでも諸費用を滞納する場面が多くみられます。またそうしたこともあって、自身の生業を成り立たせるべく、彦七を通じて林産加工品の生産を願い出ていることがとりわけ多くみられる人物です。

加子母村助左衛門・利左衛門

最後に加子母村の助左衛門（すけざえもん）・利左衛門（りざえもん）を紹介します。両者は二代にわたって杣頭を名乗っていた親子で、加子母村の中切（なかぎり）に居住していました。内木家の「日記」に

(32) 安永五年「申年御用状留」（内木家文書 B六三―一―一一・一二）、四月条。

(33) 前掲「乍恐奉願上候覚」。

よれば、助左衛門・利左衛門父子の家は屋号が「升屋」[34]、苗字は「脇坂」[35]を名乗っています。彼らは宝暦八年（一七五八）六月ごろから杣頭として古文書に登場してくるようになりますが、それ以前、父助左衛門は「加子母村百姓」とのみ表記されていました[36]。また、子の利左衛門は宝暦一二年には「組頭」としても名前が登場しているため[37]、身分としては村の百姓だったことが明らかです。しかし、利左衛門の家は「江戸御巡見様、其外役人様方御国廻之節御泊等被仰付」ほどの「大家」であったようで、それを理由に家屋の建材として御用材とならないサワラ一〇本の使用を願い出ている例もみられます[38]。加えて、利左衛門は木曽材木役所が置かれていた上松や名古屋を頻繁に行き来していることがわかり、名古屋に用事があるときは、彦七から生活用品の調達を頼まれることがありました[39]。

利左衛門は、内木彦七と並んで木曽材木奉行からの信頼が厚かったようで、明和五年（一七六八）に木曽材木奉行を勤めていた倉林藤右衛門からは「彦七父子・利左衛門をは御為ニ相成候者共ニ而御座候」、つまり彦七・善右衛門親子と利左衛門はともに藩にとって頼りになる人物であると評されています。また、安永二年（一七七三）正月一六日には、岩村藩領にある運上山の伐採を請け負った人物が「不案内」であるため、山の事情に精通している者に伐採をおこなわせたいと、当時奉行だった日下部兵次郎に連絡がありました。そこで日下部は利左衛門に対して同山の

（34）明和六年「日記」（内木家文書B五九―九―八）、一一月三日条など。

（35）明和九年「日記」（林一一三七）、一一月一一日条。

（36）延享二年「三浦幷三ヶ村御山御用留」（内木家文書B二九―一九―七）、七月条。

（37）宝暦一二年「午年中御用状留」（林三八八―五）、四月条・一一月条。

（38）安永三年「午年中御用状留」（林三八八―一三）、三月条。

（39）仲泉剛・林幸太郎『林政史ブックレット 尾張藩の林

様子をみてきてほしいと通達しますが、利左衛門は思うところがあったのか、これを断っています。[40] 利左衛門がこのとき依頼を断った理由は判然としませんが、いずれにしても、奉行から直接依頼がかかる点を考慮すると、彼が木曽材木役所からの信頼が厚い人物であったことがうかがえます。

「杣頭」名称の使い分け

これ以外にも、木曽山に位置していた各村には多くの杣頭が存在していたことが確認できます。たとえば、宝暦一二年（一七六二）には川上村に太左衛門・庄左衛門、吉兵衛らの名前がみられます。[41] また、木曽の街道筋に位置していた野尻村（現長野県木曽郡大桑村）には彦左衛門、[42] 須原村には弥惣次・平次郎、[43] そして王滝村には清兵衛・茂平次[44]などの名前を確認することができます。

このような杣頭たちのなかには、前述の清助や利左衛門のように、「庄屋代」や「組頭」のような村役人だった人びとも確認できます。彼らは自分たちの肩書きをどのように使い分けていたのでしょうか。

このことを明確に定めている決まりなどは現段階ではみられませんが、彼らはある法則に則って「杣頭」を名乗っていたと考えられます。たとえば、以下に示すのは加子母村の利左衛門が宝暦八年に「杣頭」の肩書き使用している文書です。

政と森林文化九　人・物・お金にみる山村の暮らし―江戸時代の〝かしも生活〟④―』（徳川林政史研究所、二〇二四年）、七三～七六頁。

（40）安永二年「日記」（内木家文書　B五九―二〇―一四）、正月一六日条。

（41）宝暦一二年「午年中御用状留」、八月条。

（42）明和五年「子年中御用状留書」、八月条。

（43）明和八年「卯年中御用状留」（林三八八―一一）、八月条。

（44）安永三年「午年中御用状留」（林三八八―一四）、三月条。

(45)
宝暦八年「寅年中御用状留」(林三八八―二)、六月一七日条。

(46)
『内木家文書 宝暦一三年「御山方御用并諸事日記」』(徳川林政史研究所、二〇二二年)、一三七～一四九頁所収の「主要関係人物一覧」などを参照。

(47)
立木の根本から倒れた木のこと。

乍恐一筆啓上仕候、以先貴公様御機嫌能御勤被遊候半と目出度奉存候、扨又熊洞谷板榑御材木も去年貴公様私見分之木もくさりふかくとひかちニ而、請合之御材木も出来兼申候様ニ私方へも申参候、大嶋様ニも貴公様御出を相待候様ニ承候、去年貴公様御見立被遊候谷へ根返り之分切不申候てハ、御材木出し道無御座候間、出し方ニじゃまニ成申候分ハ、大嶋様江申渡御相談之処、去年積り込之分ハ何卒切申様ニ奉頼上候、以麁礼を早々恐惶謹言、

杣頭
利左衛門

六月十七日
内木彦七様(45)

これによれば、加子母村の熊洞谷にて板榑の伐採がおこなわれるにあたり、昨年内木彦七が見分を実施したところ、腐食によって傷がついた木々が多く、引き受けた板榑の伐採が難しい旨を伝えてきたとしています。木曽材木役所の内詰手代である大嶋仙右衛門(46)にも問い合わせたところ、この件については彦七が出るまで伐採を見合わせることが伝えられました。これに加え、昨年根返り(47)した木々についても彦七は見立てをおこなったようで、これらについては製材した木材の搬出にあたって妨げになるとしています。そこで、利左衛門が大嶋仙右衛門と相談したところ、昨

年見積もった根返りの木々については、早々に伐採してほしいと彦七に依頼することになりました。

このように、藩の御用材伐採に関係する業務や出願の場合、利左衛門は「杣頭」の名で願書を提出したり書状を差し出したりしている様子がみられます。これ以外にも、宛先が木曽材木役所や奉行である場合や、管轄が木曽材木役所の扱いである森林利用の願い出などは、総じて「杣頭」の名義を使用していることが多いです。

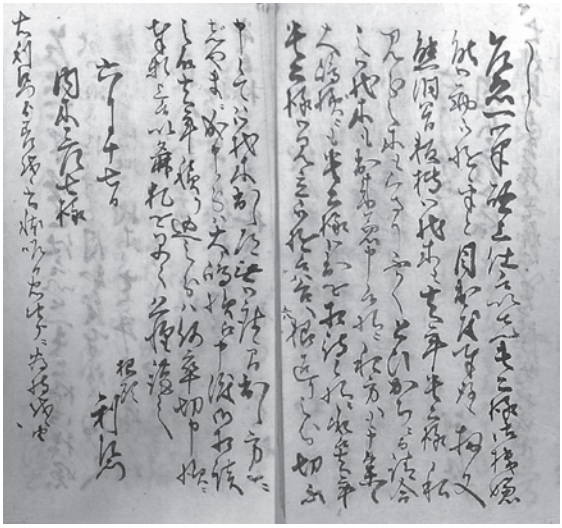

図12　宝暦八年「寅年中御用状留」（徳川林政史研究所所蔵）

一方、「杣頭」の名称を使用していないケースとしては、以下のような例が挙げられます。

乍恐差出申一札之事

当村小郷風請林、飛州御境際之場所ニ御停止桧生木切口差渡弐尺壱本、差渡シ四寸七分壱本、差渡四寸壱本〆三本、大切株・末木御座候而御見廻之節御見当り被成、段々御吟味被仰付、庄屋・組頭共差当気之毒奉存候、（中略）御見分之通御達被遊候而ハ、村方殊之外及難儀申御事ニ御座候而、恐多御座候得とも、何卒此度之儀幾重も〳〵御勘弁成被下、御達之儀御差延被下

置候様ニ奉願候、諸事御停止之儀ニ付而ハ常々忽ニ不仕候得共、此以後弥々堅村中江申触急度相守可申候、（中略）為後日一札差上申処如件

宝暦十二年午四月

加子母村庄屋　政右衛門　印
同村組頭　源次郎　印
同　与兵衛　印
同　茂兵衛　印
同　利左衛門　印

内木彦七殿
内木亦六殿(48)

これによれば、加子母の小郷にある防風林のうち、飛騨国との境界の近辺でヒノキの生木が計三本と、大きな切株ならびに末木が、御山守が見廻りしていたところ

(48) 宝暦一二年「午年中御用状留」、四月条。

発見されたとしています。これにより、加子母村では盗伐をおこなった者の調査が実施されたようですが、庄屋や組頭たちは今回の件をそのまま藩に報告されてしまっては支障があるということで、今後伐採禁止の木々については村中へ触れ廻して守るようにするので、藩への報告を待ってもらえないかと願い出ています。ちなみに、庄屋・組頭の連名で作成されたこの願書を彦七に届けにやって来たのは利左衛門でした。

以上のように、村の問題などに際し、村役人として連名で書状を作成・提出する場合、利左衛門はもう一つの肩書きである「組頭」を用いていたことがわかります。盗伐といった森林に関係する内容であったとしても、村全体で調査がおこなわれたり、木曽材木役所以外に宛てて願書を提出したりする際には、おおむね「組頭」の名称を使用していました。

3　御山守内木家と杣頭たち

（1）杣頭の仕事と生活実態

杣・日用たちの年間スケジュール

ここまで御用材生産を支えていた杣や杣頭たちについて、彼らがどのような人びとだったのかについて簡単に紹介してきました。ここからは、杣や杣頭たちが実際にどのように活動していたのかについて、触れていきたいと思います。

一般に、中部山間地域における杣たちは、御用材の伐採がおこなわれる際、初夏の八十八夜にあたる五月二日前後に山入りして、山小屋の設営をおこないます。山小屋が建てられるのは、実際に木々を伐採する場所の近辺でおこなわれ、その山小屋が建てられてから木々の伐採作業を実施することになります。伐採と山中における製材作業は秋分の日に相当する九月二二日前後までに終えられ、その間に、今度は日用たちによって木材の搬出作業の準備が開始されます[49]。

杣たちが下山をした後に、日用たちの手によって「小谷狩り」や「大川狩り」などの運材作業が実施されるようになります。かつて、これら作業は季節にかかわら

(49) 前掲所「解題」、一〇四～一〇五頁。

ず実施されていましたが、夏の時期は雨などが多く、川が増水しやすいという問題がありました。川の流水量が多くなると、川下げをおこなう過程で木材を流失する可能性が高かったこともあり、一七世紀半ばごろから流水量の安定する冬季にこれら運材作業がおこなわれるようになったようです。この運材作業の時期に合わせる形で、木々の伐採作業の時期も調整されたといわれています[50]。

このように、杣たちの入山から伐採、そして運材に至るまではおよそ一年がかりで実施されるのが通例でした。それでは、これまで紹介してき杣頭たちは、具体的に伐採にあたってどのように行動していたのでしょうか。ここからは、明和五年（一七六八）の「日記」をもとに紹介してみたいと思います。

入札から伐採まで

まず、御用材の伐採対象となる山が藩によって選定され、それに対する入札がおこなわれます。入札が実施される前に、村々に対して「入札触（にゅうさつぶれ）」という事前通知が廻され、それに応じて杣頭たちは入札を開始します。しかし、明和五年には、入札触が村々へ廻されるよりも前の正月二八日に、これに関する情報が利左衛門によってもたらされていたことがわかります。

四ツ比利左衛門来（よごりざえもんきた）ル、名古屋ゟ一昨日帰（なごやより一昨日帰）候（そうろう）由、両御頭（りょうおかしら）・本〆（もとじめ）へ相越（あいこしそうろう）候まで

（50）前掲所「解題」、同頁。

ニ而早速帰候由、三ヶ村之儀ハ悪ル者共兎や角邪魔申ニ付、当年木曽山ゟ御材木仕出拾弐ヶ所、二月入札触有之筈ニ有之由申聞候。(51)

杣頭の利左衛門は二日前に名古屋から戻っていたようで、この日の昼前に彦七の家にやって来ます。その際に、今年の木曽山における御用材の伐採が一二か所でおこなわれる予定であることと、その入札に関する通達が二月ごろに出されることを木曽材木奉行たちから聞いたと伝えています。

伐採事業の入札に関する通達が事前に知らされることが一般的なものだったのか、あるいは利左衛門や彦七たちに対する特別な措置だったのかはこの記事のみでは判断できませんが、「三ヶ村之儀ハ悪ル者共兎や角邪魔申」という記述を考えると、当時は三ヶ村の杣頭たちが入札するのに対して何かしらの妨害があった可能性もあります。したがって、このときの事前通達は、それに配慮する形でおこなわれたものなのかもしれません。

その後、実際に入札の告知が届いたのは三月六日のことで、これによれば、三ヶ村周辺では王滝山と川上村の長坂、辰巳ヶ尾、麝香沢御巣山の計四か所が対象となりました。(52) 五月一六日には、喜兵衛や清助らが願いの通り御用材の伐採を請け負うことができ、これに加え野尻村の彦左衛門が川上村の長坂御巣山を落札したことが伝えられています。(53)

(51) 明和五年「日記」(内木家文書 B五九—五—一〇)、正月二八日条。

(52) 同前、三月六日条。

(53) 同前、五月一六日条。

木口印入と伐採作業

その後、六月八日から七月二〇日までの間に川上村の御巣山において木口印入（こぐちいんいれ）の作業が御山守見習（みならい）である内木善右衛門を中心におこなわれています。御用材を伐採するにあたっては、事前に山手代らによって伐採対象となる木々のチェックが必要でした。この樹木の選定作業のことを「木種見分（きだねけんぶん）」と呼びます。そして、この「木種見分」の結果、伐採対象となる木々に御山守が立ち合って確認印を打刻する作業が「木口印入」です。木口印とは、鋳鉄の打刻面に文字が刻まれたハンマー状の道具で、目的や時期によってその名称が異なっていました。まず、伐採対象となる木々の根元に打刻する際は根木口印（ねこぐちいん）、そして伐採が終わった後に残された株木に打刻する際は株木口印（かぶこぐちいん）と呼ばれています。さらに、御用材の伐採から搬出に至るまでのすべての作業を終え、杣・日用たちが下山してから根木口印・株木口印の有無を確認しつつ、株木・末木の切断面に打刻する場合は跡木口印（あとこぐちいん）といいました。跡木口印は、経費削減・時間短縮のため、株木口印を打刻する際に同時におこなわれることもありました[54]が、伐採から搬出に至るまで、御山守によるチェック体制が敷かれたうえで御用材の伐採はおこなわれることになります。

このチェック作業をおこなう過程でトラブルも発生していたようで、「日記」によれば、以下のような記事もみられます。

(54) 前掲芳賀ブックレット、三〇～三一頁。

川上山内木善右衛門今之急御用状也、彦左衛門組御受合、長坂御巣山切山方桧類疵木根木口印入として、浅野貞四郎・立合鈴木万平来り、右場所根木口印入候処、木数三百拾七本ならては無之、大榑積壱万四五千挺程と相見候由、仍之御受合木数都合不致ニ付、浅野今名古屋・上松へ達有之、右否相済候内喜兵衛組根木口印入相願候付、大横川ニ而方五角千本程浅野・鈴木へ相願候由、仍之右場所直ニ善右衛門立合之積、浅野今申達有之候由[55]

これによれば、内木善右衛門から緊急の連絡があったようで、どうやら野尻村の杣頭彦左衛門が川上村の長坂御巣山で請け負ったヒノキの疵木の確認をおこなっていたところ、本来の見積数を上回る大榑一万四〇〇〇挺ほどの木々が計上されたというのです。そこで、立ち会いのためにやってきた手代である浅野貞四郎は、木曽材木役所へこの旨を相談することになりました。その間に、川上村の杣頭喜兵衛が担当する場所の根木口印入を先におこなうことになったとのことでした。

野尻村彦左衛門の担当していた箇所は、その後改めて見積りがやり直されたようで、七月二日から三日にかけて木口印入がおこなわれる見通しである旨が、六月二九日ごろに善右衛門から彦七のもとへ連絡されています[56]。

その後、八月二〇日から九月八日にかけて川上山に木曽材木奉行が見分に訪れて

(55) 明和五年「日記」、六月一五日条。

(56) 同前、六月二九日条。

おり、さらには喜兵衛が請け負った御用材の跡木口印入の作業が実施されていることが確認できるため、川上山では七月中旬以降から実際の伐木作業が進行していたと考えられます。[57] 明和五年の三ヶ村における伐採作業は、一一月一三日の「日記」をみてみると、「御材木改も一昨日迄ニ半分程相済候」[58]とあるため、少なくとも一一月上旬までには終えていたと考えられます。

杣頭たちの苦労

ここまで紹介してきた通り、杣頭たちは御用材の伐り出しという幕府や藩の仕事の一端を担っているため、一見すれば儲かる仕事をしているようにみえます。しかし実際には、自身が雇い入れた者たちに支払う前払い金[59]や伐採に係る諸費用は原則として彼らの自己負担で賄われており、加えて幕府や藩による御用材の伐採は毎年のように実施されるわけではなかったため、杣頭としての仕事だけで安定した収入が得られる保障はありませんでした。

たとえば王滝村の杣頭利兵衛は、天明三年（一七八三）に野尻村近くの長通山（現長野県木曽郡大桑村）にて、付知村清助の代人として御用材の伐採を世話したのですが、天明飢饉の影響による米価高騰の煽りを受け、当初の見積金額よりも多くの金が必要になってしまいました。利兵衛はこれを受け、自身の「扣田畑等」を質入れす

(57) 同前所収、「御山見廻度数日数」。

(58) 同前、霜月一三日条。

(59) 前掲「杣頭請書」などによれば、杣頭になった際に自身が雇い入れる杣たちが二重雇用にならないようにする旨を誓約させていることがわかるが、このときに「前金」を雇い入れる者たちに支払うことが記されていることなどから判明する。

ることでまずは六〇両手に入れましたが、これでも足りず、木曽材木役所へ相談した結果、清助たちから五〇両借りるということになりました。これら借金のお蔭で何とか御用材の伐採を完了させることができたのですが、当時は食糧にも困っているほどだったこともあって、利息も含めた借金の返済ができない状態にありました。そこで利兵衛は、天明七年にこの状況を打開するため、木曽材木役所に対し末川村（現長野県木曽郡木曽町）にあったヒノキ・サワラ・アスヒ・マキなどの枯損木の伐採を請け負わせてほしいと願い出ています。[60]

また、文化五年（一八〇八）一二月には、加子母村の杣頭庄七がその前年に川上村で請け負った御用材の伐採に際して「多分損金」が発生してしまったため、わずかながらの田畑を村へ差し出したとしています。その結果、生活を送ることが困難になってしまい、支障が出ているので、木曽材木役所の主導で実施する三浦山における薄片板の伐採と運搬を自分にぜひ請け負わせてほしいと、内木彦七を通じて願い出ています。[61]

川上村喜兵衛の吐露

杣頭たちのなかには、自身の生活が大変なものであると御山守内木彦七に吐露している様子もみられます。たとえば、川上村の喜兵衛や付知村の清助は、明和五年

(60) 前掲「乍恐奉願上候覚」、天明八年申三月「乍恐奉願口上覚」（王滝村松原家文書三三三）。

(61) 前掲「辰年三ヶ村ヨリ差出候書付扣」、一二月条。

に三ヶ村御巣山にて御用材や板榑の伐採を担当していますが、この年の一一月に川上村の喜兵衛は大病を患ってしまい、本来であれば伐採後の川狩の様子も見に行こうとしていたようなのですが、それもできない状態だったことが「日記」には記されています。しかも、同時期には洪水が発生したことにより、川に下した木材が他領にまで流出する事態に陥ってしまったようで、木材の散乱状況は「余程之邪魔ニ相成候」と形容されるほどだったようです。(62)

さらに、一二月九日には日用たちへ事前に支払うべき賃銭が支払われていないことが判明し、日用たちもどうしたら良いかわからなかったのか、川上村近くの坂下というところに留まったまま動けずにいました。また、伐採した御用材についても放置されたままで、凍り漬けの状態で傷んでしまっていたようですが、喜兵衛の病状はこの段階に至っても改善することはありませんでした。(63)

翌年の二月に入りようやく病状は良くなったようですが、当の喜兵衛は快復後、彦七に対し以下のようなことを伝えています。

喜兵衛組御材木首尾能払込相済候由候へ共、金子足り不申日用も半金漸相払候之由、依之拝借金願かけ置、来ル八日・九日比喜兵衛名古屋へ罷出候積のよし、（中略）喜兵衛ゟ伝言申越候ハ、御世話ニ相成候御材木も首尾能払込仕候へ共、損金相立及迷惑候旨申越候(64)

（62）明和五年「日記」、一一月一九日条。

（63）同前、一二月九日条。

（64）明和六年「日記」（内木家文書B五九―九―八）、二月四日条。

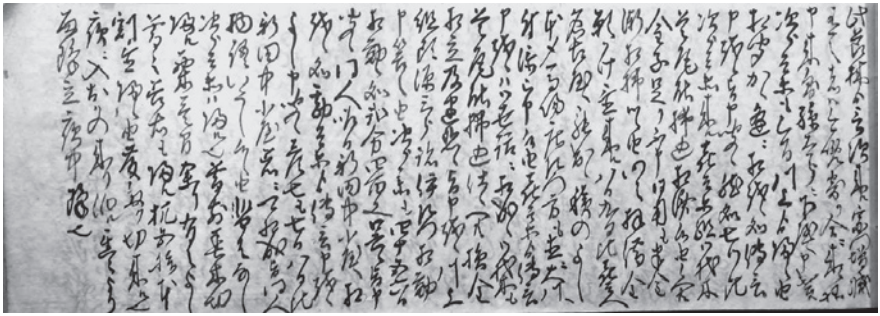

図13　明和六年「日記」、二月四日条（内木哲朗家所蔵）

これによれば、喜兵衛は木材の伐採とそれに係る金銭の支払いは完了したものの、それでも日用たちに支払う賃金は半分しか支払いできないほど金銭が足りないため、二月八日から九日ごろに借金を願い出るために名古屋へ出向く予定であるとしています。これに続けて、木材に関しては上手く払い込みが完了したが、その過程で損金が発生してしまい迷惑しているとも伝えています。

このように、杣頭たちは御用材の伐り出しに際し、場合によっては自身の所持する田畑を質入れしたり借金したりするなど、身を切らなければならないことも多々ありました。

実は、御山守である内木彦七もまた、彼らの苦しい生活状況については認識していたようで、杣頭たちから木曽材木役所への出願を取り次ぐ際、大材の伐採にあたっては作業工程が多く、それにかかる費用も多いので、彼らは「甚及難儀（はなはだなんぎにおよびそうろうてい）候体」にあると伝えている文書もみられます[65]。そのため、杣頭としての仕事は決して楽なことばかりではなく、寧（むし）ろ苦労することの方が多かったともいえるでしょう。

（65）宝暦一〇年「辰年中御用状留」（林三八八―〇三）、八月四日条。

（2）杣頭たちによる森林利用

加子母村助左衛門・利左衛門の森林利用

ここまで紹介してきた通り、杣頭たちは自身の生業を営んでいくうえで苦労することの方が多かったことがうかがえます。それでは、なぜ彼らはそのような苦労が多い杣頭の仕事を手放すことをしなかったのでしょうか。

このことを考えるうえで一つ手がかりとなるのが、彼らによる森林利用の出願です。杣頭たちは、御用材の伐採に際しての負担が多く、それによって生活を成り立たせることが困難になることもありましたが、それを補完する目的で、彼らはたびたび森林利用を願い出ていることが確認できます。

たとえば、明和三年（一七六六）正月、加子母村の助左衛門・利左衛門父子は木曽材木役所に対し、同村西股入（にしまたいり）において鳥黐（とりもち）の生産を出願しています。鳥黐とは、狩猟などの際に鳥や昆虫などを捕獲するために用いられる粘着性の物質で、加子母村ではよく西股入や渡合（どあい）などで生産されていました。助左衛門・利左衛門は、明和三年から同七年までの間に西股入での鳥黐生産を願い出ていますが、出願の理由は以下の通りとなっています。

去申年（さるさるどし）川上御山（かわうえおやま）分角末口物大材木之（よりかどすえくちものだいざいもくの）急（いそぎ）御用木御受合（ごようぼくおんうけあいつかまつり）仕、雪中大雪降（せっちゅうおおゆきふりそうろう）候時

節大材急御用之御儀ニ而、過分物入多大分損金仕、中途ニ而及窮ニ候仕合御座候処、大材之急御用之御儀ニ候へハ各々取賄御材木ハ首尾能払込仕候得共、大分之損金ニ御座候ニ付、諸御山御願申上候而、当春被仰付被下置首尾能去ル頃御払込仕難有奉存候、御蔭を以借金方少々取償も仕候得共、大分之損金ニ御座候得ハ、中々行届不申難儀至極仕候間、只今一向御手をはなれ申候而ハ借金方取償相成不申候へハ、渡世送り難儀及窮ニ申候間、此上御憐愍御慈悲を以右御願五ヶ年之間被仰付被下置候様奉願上候(66)

これによれば、明和元年(宝暦一四年)に川上山からの御用材伐り出しを請け負ったものの、それは大雪の時期に緊急でおこなわれたため、それに係る経費が多くかかってしまい、いつも以上の支出が出てしまったとしています。助左衛門・利左衛門は、その経費を賄うために借金までして、その返済に充てるために諸山の材木伐り出しを願い出たものですが、借金の返済を補填するほどの金銭は得られなかったようです。そこで、彼らは五年間の鳥黐生産を願い出ることで、これら借金の返済に充て、ひいては自分たちの生業を成り立たせたいとしています。

助左衛門らの願い出はその後木曽材木役所へ届けられ、彼らによる鳥黐生産は当初の願い通りおこなわれることになりました。そして明和八年三月には、これまで

(66) 明和三年「戌年中御用状留書」(内木家文書 B五八―二〇―九)、明和三年正月条。

生産していた西股入・渡合から場所を変え、「日用小屋」と呼ばれる場所での鳥黐生産を利左衛門は出願しています。[67] ここからは、明和七年以後も利左衛門が鳥黐の生産を継続していたことがうかがえます。

さらに安永三年（一七七四）になると、利左衛門は鳥黐ばかりではなく、加子母村の明山（あきやま）（百姓たちの利用が許された山）での櫛木（くしき）や鞘木（さやき）などの生産も願い出るようになりました。このとき内木彦七へ提出された願書によれば、鞘木については名古屋の鞘（さや）師（し）重左衛門に販売する旨が記されており、[68] 利左衛門が名古屋の材木役所などへ出張した折に新たな販路を開拓していたことが推測されます。

付知村清助の森林利用

また、安永二年には付知村の杣頭清助も、同村に位置する日枯山から櫛木の伐り出しを願い出ています。このときの願書には、なぜ清助が櫛木の生産を願い出たのか、その理由は記されていません。しかし、天明元年（一七八一）五月に提出された願書によれば、以前御用材の伐り出しを請け負ったときは自然災害が多く発生し、そのため伐り出しに係る費用が嵩（かさ）んでしまい、それを補うために別の御用材伐り出しを願い出たとあります。ところが、そのときは時宜が悪く別の御用材伐り出しを命じられることがなかったため、付知村の山に生育する「かすおしミ」[69] を用いて櫛

（67）明和八年「卯年中御用状留」（林三八八―一一）、同年三月条。

（68）安永三年「午年中御用状留」（林三八八―一三）、三月条。

（69）加子母地区では、アオダモなどの堅い木を「鰹節」に由来した「かつふし」などと総称しているようで、ここで登場する「かすおしミ」もそれら樹種を指していると考えられる。

木の生産を願い出たのでした。[70] ちなみに清助は、これ以後も櫛木の生産を願い続けており、寛政九年（一七九七）には清助の子茂助の手による願書が提出されています。清助は天明三年の段階で老齢だったこともあり、恐らく茂助は父の代わりに櫛木の生産を出願したと考えられますが、茂助は「年始ゟ困窮ニ而難儀」であることを理由に、父清助の「うるおひ」になるとして、櫛木の生産を願い出ています。[71]

以上のように、杣頭たちは御用材の伐採を担うばかりではなく、それを補う目的で自ら森林利用を願い出て、林産加工品の生産をおこなっていたことが明らかです。彼らは御用材の伐採を担うということもあり、周囲の森林の状況を把握しやすかったのかもしれません。こうした立場を利用して、彼らは積極的に森林を活用していたといえるでしょう。

なお、寛政七年一〇月七日には、加子母村の三左衛門という人物が白木の生産を願い出るのと同時に「杣頭」の名目を願い出ている事例がみられます。[72] こうした点を考えると、彼らは一般の百姓と比べて森林利用に関する願い出がしやすい立場にあったこともうかがえます。だからこそ、彼らは自身の生活を成り立たせるためにも「杣頭」の名目を捨てることはなかったのかもしれません。

（70）安永一〇年（天明元年）「丑年御用状留」（林三八八―一八）、五月条。

（71）寛政九年「巳年御用状留帳」（林三八八―二七）、九月条。

（72）寛政七年「卯年中御用状留帳」（林三八八―二四）、一〇月七日条。

（73）明和七年「寅年中御用状留」（林三八八―一〇）、閏六月廿七日条。

（3）伐採事前調査への動員

明和七年の「大材調」

なお、杣頭たちが森林の状況を把握しやすい立場にいたことをうかがわせる事例が、これ以外にもみられます。それが、明和七年（一七七〇）閏六月におこなわれた伐採事前調査への動員の事例です。

明和七年閏六月二七日、木曽材木役所元締手代の荒尾浅右衛門より、「諸山大材木之調」のため、加子母村の二本木や川上村の巣乗・長坂などの「三ヶ村御巣山」で、「五尺廻り以上之木」（外周が約一メートル五〇センチ以上の木）がないかどうか内木彦七に対して調査するよう依頼がありました。[73]

彦七はこれを受け、すでに明和四年段階での調査帳面が手元にあったため、早速その写しを荒尾へ提出しました。しかし、彦七が提出した調査書はいずれも「無疵」のヒノキのみを調査したものだったため、荒尾は傷がついているものや、内部に節[74]が残っているもの、さらには同地に成育するサワラ・アスヒ・雑木までをも含め、五尺廻り以上の木数を再度見積もってほしいと依頼をかけました。

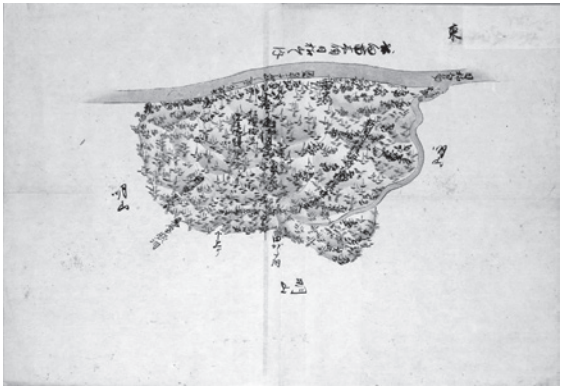

図14　小屋ヶ尾御巣山の絵図（徳川林政史研究所所蔵）

（74）木が成長していった際、枝が幹のなかに巻き込まれて残った状態のこと。

加えて、付知村にある小屋ケ尾御巣山に生育する樹種、ならびにその大きさと木数についても調査してほしいと追加して依頼しています。(75)

川上村杣頭喜兵衛の動員

そこで彦七は、七月一二日に川上村の杣頭喜兵衛に対して、同村の御巣山にあるヒノキ・アスヒ・サワラ・マキ・ツガ・トド・マツ・クリ・ヒメコの疵木や節のついた木々に至るまで五尺廻り以上の木々を見積もるように打診しました。(76)

喜兵衛は、同村の杣である作十郎・幸四郎、巣守の忠助らに同地の木数を見積もらせ、依頼を受けてから二日後の七月一四日に彦七のもとへ見積書を送っています。(77)

荒尾の緊急来訪

七月一九日、彦七は続いて加子母村の二本木御巣山に生育する木々についても調査のうえ見積書の作成に取りかかろうとしていました。ところがその前日、上松の木曽材木役所に用事があって出かけていた杣頭利左衛門が急いで加子母村へ戻ってきて、この日彦七のもとへとやって来ました。利左衛門によれば、荒尾が二本木御巣山へ直接見分に赴くために役所を出立したとのことで、一九日夜には付知村、翌

(75) 前掲明和七年「寅年中御用状留」、七月七日条。

(76) 同前、七月一二日条。

(77) 同前、七月一四日条。

日には二本木御巣山の近くにある山小屋に泊まるとのことでした。利左衛門はこれを受け、自分も本日中に「木種見立」をおこなう旨を彦七に伝え、自宅へと戻って行きました。(78)

一連の報告を受けた彦七は、付知村に到着していた荒尾に対し、以下の手紙を出しています。

弐本木・巣乗・長坂・大根・竿根右五ヶ所御巣山檜・椹・明檜・槙・椴・五尺廻以上疵木・節付等まて見立候ハ、大体何程可有御座候半哉、大概相考重而申上候様被仰聞承知仕候、右積之儀、私心得計ニ而早速御答難申上奉存候ニ付、私心得之振ニ理左衛門・喜兵衛へ承合御答可申上と奉存候処、今日付知村御着之由只今承之候、私儀も今日向付知迄罷越候あと早速罷出御伺申度奉存候処、先月上旬ゟ毎夜鳥眼とやいん眼一向相見へ不申夜中歩行難仕候ニ付、得罷出不申候、此段御用捨可被下候

一　弐本木御巣山之儀ハ利左衛門御山本ニ罷在候付、相積可申聞旨申聞候、川上四ヶ所御巣山木種喜兵衛ゟ積書差出候ニ付、御目ニかけ申候御覧可被下候

一　小屋ヶ尾御巣山檜・椹・明檜・槙・椴・栂・栗・松・姫子掛立いたし五

(78)　同前、七月一九日条。

尺廻仐何丈廻迄見積り候様被仰聞是又承知仕候、則右見積として罷越候、近日調書付差遣可申候間、左様御承知可被下候、以上

七月十九日　　内木彦七

荒尾浅右衛門様[79]

彦七は、調査対象である御巣山に生育する木々の本数や大きさについては、自分の「心得」だけでは早々に返答することが難しいので、彦七の方から杣頭の利左衛門や喜兵衛らに問い合わせてから返答しようとしていたのですが、その矢先に荒尾が付知村に到着したとの知らせを今しがた受けたとしています。本来であれば自分の方から付知村まで出向いてこの件について伺いを立てるべきところ、先月から「鳥眼」と「やいん眼」を患ってしまい、夜間になると眼が見えず出歩くことが困難であるとしています。そこで彦七は、①二本木御巣山の樹種の見積については利左衛門が現地にいるので彼から直接聞くようにしてほしいこと、②川上村の御巣山については、喜兵衛から差し出された見積書を提出するので、それを読んでほしい旨を伝えています。荒尾は、委細承知したとの返事を彦七へ伝え、その際に今後の行程を伝えています[80]。

以上のように、三ヶ村の杣や杣頭は木々の伐採に従事するばかりではなく、御山守内木家が森林の状況を把握するに際しての依頼に応じ、木数や樹種を調査し、伝

(79)
同前、同条。

(80)
同前、七月二〇日条。

図15　二本木御巣山の絵図（徳川林政史研究所所蔵）

達することもありました。彦七自らが利左衛門や喜兵衛に直接問い合わせていることを考えると、彼らは御山守以上に森林やそこに成育する樹種の状況を把握していたことがうかがえます。このような意味では、現地の森林の状況を把握するうえで、御山守内木家にとって杣頭たちの協力は必要不可欠だったといえるでしょう。

エピローグ

今回のブックレットでは、江戸時代の木材生産を支えた人びとのなかでも、特に杣・杣頭などに注目し、濃州三ヶ村を中心に、彼らの実態について紹介してきました。

幕府や藩が用いる木材は、木々の伐採・製材を担う杣やその搬出を担う日用たちによって生産されてきました。彼らは御用材生産がおこなわれるたびに、杣頭・日用頭たちによって組織された組に編成され、それぞれの仕事に従事していたのです。

特に濃州三ヶ村における杣頭たちは、各村に一～三名ほど存在していたとされる人たちで、御用材生産をおこなうにあたってあらかじめその業務を請け負う権利を有していた人たちといえるでしょう。彼らは村のなかでも森林に精通していた百姓である可能性が高く、御用材の伐り出しにあたって、杣組を編成するなどの仕事に従事するのみならず、木曽材木役所による伐り出し場所と木々の選定調査にも動員されることがありました。

杣頭たちは、御山守内木家よりも現地の木々の状況を精緻に把握できる立場にい

ることを利用し、御用材の伐採がおこなわれないときは、積極的に村内の森林を活用していったのでした。

内木家文書を紐解いてみると、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村には森林とともに暮らしてきた人びとが存在していたことが明らかです。彼らは江戸時代の木材生産を支えてきた人びとであると同時に、御山守内木家とともに地域の森林を支えてきた存在であることは間違いありません。彼らの具体的な仕事や行動にも目を向けてみると、山間地域における人びとの生活実態がより浮き彫りになってくるように思えます。

御山守内木家とともに歴史を紡いできた彼らの仕事や暮らしにも注目しながら、今後も調査を続けていきたいと思います。

最後になりましたが、日ごろから多大なご協力をいただいている史料所蔵者の内木哲朗氏とご家族の皆さま、講演会やワークショップなどで多数の貴重なご意見・ご助言をいただいている加子母地区の皆さまに、心より御礼申し上げます。

（萱場真仁）

参考文献

淺井良亮・萱場真仁『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化六 自然の脅威と樹木の活用』(徳川林政史研究所、二〇二三年)

井上日呂登「連載『木曽式伐木運材図会』の解説」第一回(林野庁中部森林管理局編『広報誌「中部の森林」連載「木曽式伐木運材図会」の解説』中部森林管理局、二〇二一年)

太田尚宏「伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々—文久二年の湯舟沢村を事例として—(上)(下)」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四五・四六号、二〇一一・二〇一二年)

太田尚宏「森林政策から見た〝徳川三百年〟」(徳川林政史研究所編『森林の江戸学』東京堂出版、二〇一二年)

太田尚宏「『木曽五木』と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、二〇一八年)

太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』—濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から—」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号〔『金鯱叢書』第四五輯所収〕、二〇一八年)

加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(加子母村、一九七二年)

萱場真仁「近世中期における杣頭の活動実態—濃州三ヶ村を中心に—」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五五号〔『金鯱叢書』第四八輯所収〕、二〇二一年)

田口忠夫編『官材画譜草稿』(田口忠夫、一九八二年)

所三男「林業」(地方史研究協議会編『日本産業史体系一 総論篇』東京大学出版会、一九六一年)

所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)

仲泉 剛・林 幸太郎『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化九 人・物・お金にみる山村の暮らし』(徳川林政

史研究所、二〇二四年）
長野営林局作業課編『木曽式伐木運材図会』（財団法人長野営林局互助会、一九五四年）
名古屋市編『名古屋市史』政治篇 第一（名古屋市役所、一九一五年）
芳賀和樹『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化一 御山守の仕事と森林コントロール』（徳川林政史研究所、二〇二〇年）
林野弘済会長野支部編『木曽式伐木運材図会』（林野弘済会長野支部、一九七五年）
脇野博「杣工」（塚田孝編『シリーズ 近世の身分的周縁三 職人・親方・仲間』吉川弘文館、二〇〇〇年）
脇野博『日本林業技術史の研究』（清文堂出版、二〇〇六年）

執筆者紹介

萱場真仁（かやばまさひと）

宮城県生まれ。学習院大学大学院人文科学研究科史学専攻博士後期課程修了。博士（史学）。徳川林政史研究所研究員。

《主要著書・論文》

「近世中期における杣頭の活動実態―濃州三ヶ村を中心に―」（徳川林政史研究所『研究紀要』第55号〔『金鯱叢書』第48輯所収〕、2021年）

『近世・近代の森林と地域社会』（吉川弘文館、2022年）

「近世加子母村における鳥黐生産・流通と仕法形成」（徳川林政史研究所『研究紀要』第56号〔『金鯱叢書』第49輯所収〕、2022年）

『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化6 自然の脅威と樹木の活用』（共著、徳川林政史研究所、2023年）

林政史ブックレット　尾張藩の林政と森林文化10

木材生産を支える人びと

令和7年3月31日発行

編集・発行　公益財団法人徳川黎明会　徳川林政史研究所
〒171-0031 豊島区目白3－8－11
電話　03(3950)0117

印刷・製本　株式会社 思文閣出版 印刷事業部
〒605-0089 京都市東山区元町355
電話　075(533)6860

ISBN　978-4-88604-051-0

公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所